平成２９年（フ）第６９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1174番地41、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2533番地１　千手アパート６号
債務者　黒木　　実
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　文彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１４号
札幌市白石区川下１条８丁目１番１―210号
債務者　神田　　修
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　賀恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３０号
札幌市西区発寒14条３丁目３番34号　谷ハウス５号
債務者　大村　　央
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森谷　拓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１６号
札幌市北区新琴似４条７丁目７番18号　シャトー７―21号
債務者　香川　一彦
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２号
札幌市白石区本通17丁目南２番36―501号
債務者　菅原　孝紀
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　貴久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０６号
北海道旭川市忠和３条８丁目２番１―302号市住1302号
債務者　梶本　英敏
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
長野県岡谷市湖畔１丁目１番２号
債務者　森田あけ美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸紘太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１６号
石川県能美市中町未７番地３
債務者　ＫＵ工業こと　上村　忠之
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　充之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２６号
北海道帯広市西21条南２丁目15番地９　カンパニー212・102号
債務者　丸山　　修
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　圭只
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
札幌市豊平区美園３条８丁目２番23―201号
債務者　清藤　貴宏
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　陽行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５号
熊本県山鹿市鹿本町来民2210番地２　商工前団地16号室
債務者　渡辺　聖祐
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第１６８４号
東京都江戸川区東小岩２丁目９―12―207
債務者　山本　絹恵
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６８７号
東京都杉並区宮前２丁目15―６―203
債務者　加藤亜矢子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６８９号
東京都葛飾区柴又４丁目14―１―203
債務者　阪本　好子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６９０号
東京都北区東十条３丁目13―19　ひかり荘２―Ｄ号
債務者　上里　良康
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６９３号
東京都板橋区坂下２丁目15―23―103
債務者　須田　　勉
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部